

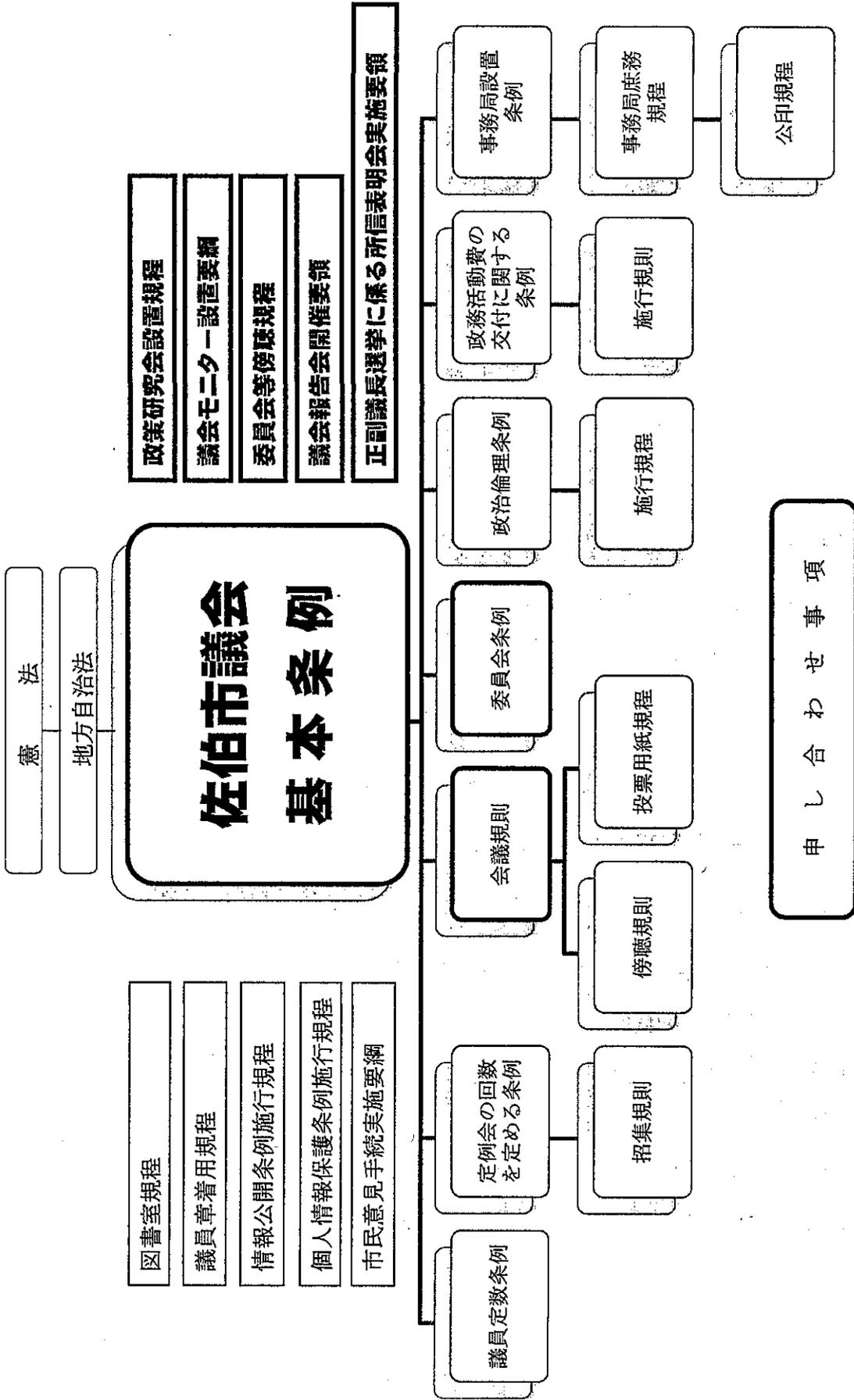
議会基本条例施行に伴う 主要な改革の取組

《 関係資料 目次 》

資 料	ページ
◆新しい佐伯市議会における議会法の体系図	1
◆議会改革の具体的な取組状況	2
◆佐伯市議会報告会開催要領	3
◇佐伯市議会における議会報告会での意見等の取扱い	5
◇班別反省会及び市民の意見等から議会報告会のあり方を探る	6
◆佐伯市議会モニター設置要綱	7
◆佐伯市議会議員政策研究会設置規程	9
◇一般質問等から政策立案へのイメージ図	11
◇政策研究会 活動実績	12
◇政策提案（空き家等の適正な管理に関する条例の制定に向けて） の取組	14
◇佐伯市空き家等の適正な管理に関する条例	15
◆正副議長選挙に係る所信表明会実施要領	22

大分県佐伯市議会

佐伯市議会における議会議法の体系図



議会改革の具体的な取組状況

項 目	内 容
議会基本条例の制定	議会、議員の使命や活動原則、市民と議会の関係などの議会に係る基本的な事項を定めた議会における最高規範を制定しました。(平成22年10月1日施行)
全ての会議を原則公開	委員会の傍聴は、委員長の許可が必要でしたが、委員長の許可を得ずとも本会議同様に傍聴することができます。その他全員協議会等の会議がありますが、これらを全て原則公開としました。
請願・陳情の取扱いの見直し	請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、これらの提案者の意見を聴く機会を設けました。
原則記名投票に改正	これまで投票による採決の方法は、記名投票と無記名投票の選択に優劣はありませんでしたが、無記名投票の方法では、どの議員が賛成・反対したのか分からず、政治的責任が明らかにされないため、原則記名投票とするよう会議規則を改正しました。
議員の表決態度を公表	議案に対する議員の表決態度(賛成・反対)を市民に公表し政治的責任を明らかにするため、議会だよりに掲載することにしました。
議会モニターを設置	見えにくいといわれる市議会の活動を知っていただくこと、議会運営、議会審議について意見をいただくことなど、市民とのつながりを重視する観点から設置しました。
議会報告会の開催	中学校区を対象とする議会報告会を開催し、議会運営、委員会活動及び重要な議案等の審議状況などを説明いたします。
政策研究会の設置	市民福祉の向上につながる案件について、政策研究会で議論し、政策の立案又は政策提言に努めます。
全職員に反問権を付与	本会議及び委員会において、議論を充実させる観点から、すべての職員に議員の質問等に対する反問権(議員の政策や質問の内容等について問う。)を付与しました。
確認の機会の付与	議員又は委員会が提案する議案について、公平な議論を交わす観点から、市長等が提案者(議員)に対し、質疑を行う機会を設けました。
議会選出各種委員等の就任辞退	市議会の最高規範である議会基本条例に規定する二元代表制の趣旨に反することなどから、「法令に定める審議会委員以外の委員等には就任しない」ことにしました。
正副議長選挙に係る所信表明会を実施	これまでは、正副議長に当選した者がどのような理由で選ばれたのか明確に説明できませんでした。このため、事前に所信表明会を行うことにより、分かりやすい市議会を目指します。

佐伯市議会報告会開催要領

1 趣旨

この要領は、佐伯市議会基本条例（平成22年佐伯市条例第47号）第6条第7項の規定に基づき、議会活動について市民に対する説明責任を十分に果たすとともに、市民との対話により議会機能の強化を図り、活力ある市政の発展に資するために必要な事項を定めるものとする。

2 実施時期及び会場

- (1) 実施時期は、原則として毎年5月に開催する。
- (2) 開催の期日、地域及び会場は、各委員会等において協議し、議会運営委員会で調整する。この場合において、使用する会場は、各地区の公共施設等を利用するものとし、毎年同じ施設での開催とならないよう配慮する。

3 報告内容等

- (1) 議会の活動状況
 - ア 年間活動実績
 - イ 委員会等の活動報告
- (2) 重要な議案等の審議状況
- (3) その他重要と認める事項
- (4) 意見交換会

4 班編成等

報告会は、各委員会等を単位として開催する。

5 役割分担

- (1) 報告資料は、各委員会等が原稿を作成し、広報委員会において編集の上、議会運営委員会で調整する。
- (2) 意見交換会のテーマ及び地域別テーマは、各委員会等で決定する。
- (3) 運営は、各委員会等が主体的に責任を持ってその任に当たる。
- (4) 報告会における役割分担は、司会進行、報告、答弁、記録とし、各委員会等において協議し決定する。
- (5) 報告書の作成は、委員長が行う。
- (6) 開催までの連絡調整及び資料印刷等は、事務局で行う。

6 運営上の留意事項

- (1) 報告会における議員の発言は、議会の機関として報告するため、議員個人の見解は述べないものとする。ただし、議決事件に関し、議員個人の意見を求められたときは、この限りでない。
- (2) 参加者からの発言は、より多くの者が発言できるよう運営に配慮する。
- (3) 議員の発言は、特定の議員に偏らないよう配慮する。

7 会議の公開及び会議録

- (1) 議会報告会の会議は、これを公開する。
- (2) 会議録の作成は、委員会等の担当員及び議会事務局が行い、参加者から出された意見等の要点記録とする。

8 報告会次第

- (1) 開会
- (2) 代表者あいさつ
- (3) 自己紹介
- (4) 報告事項
- (5) 質疑応答
- (6) 意見交換会
- (7) 閉会

9 周知方法

- (1) 早期に開催日時及び会場を決定し、議員による参加の呼びかけを行い、市報、市議会だより及びホームページに掲載するとともに、ケーブルテレビによって周知を図る。
- (2) 議長から各地区の区長等に文書で要請し、周知用のチラシを班ごとに回覧する。
- (3) 上記に掲げるもののほか、状況に応じ必要な措置を講じるものとする。

10 結果の公表等

- (1) 各委員長等は、議会報告会終了後、速やかに会議を開き、成果等の取りまとめを行い、委員長等から議長に報告書を提出する。
- (2) 全員協議会において、その概要を報告し、議員間で討議する。
- (3) 市民から寄せられた政策課題については、必要に応じ政策研究会において調査研究する。
- (4) 意見又は要望等の取扱いは、議会運営委員会に諮り適切に処理する。
- (5) 提出された意見又は要望等及びこれに対する検討の結果は、議会広報誌その他の方法により公表する。

附 則

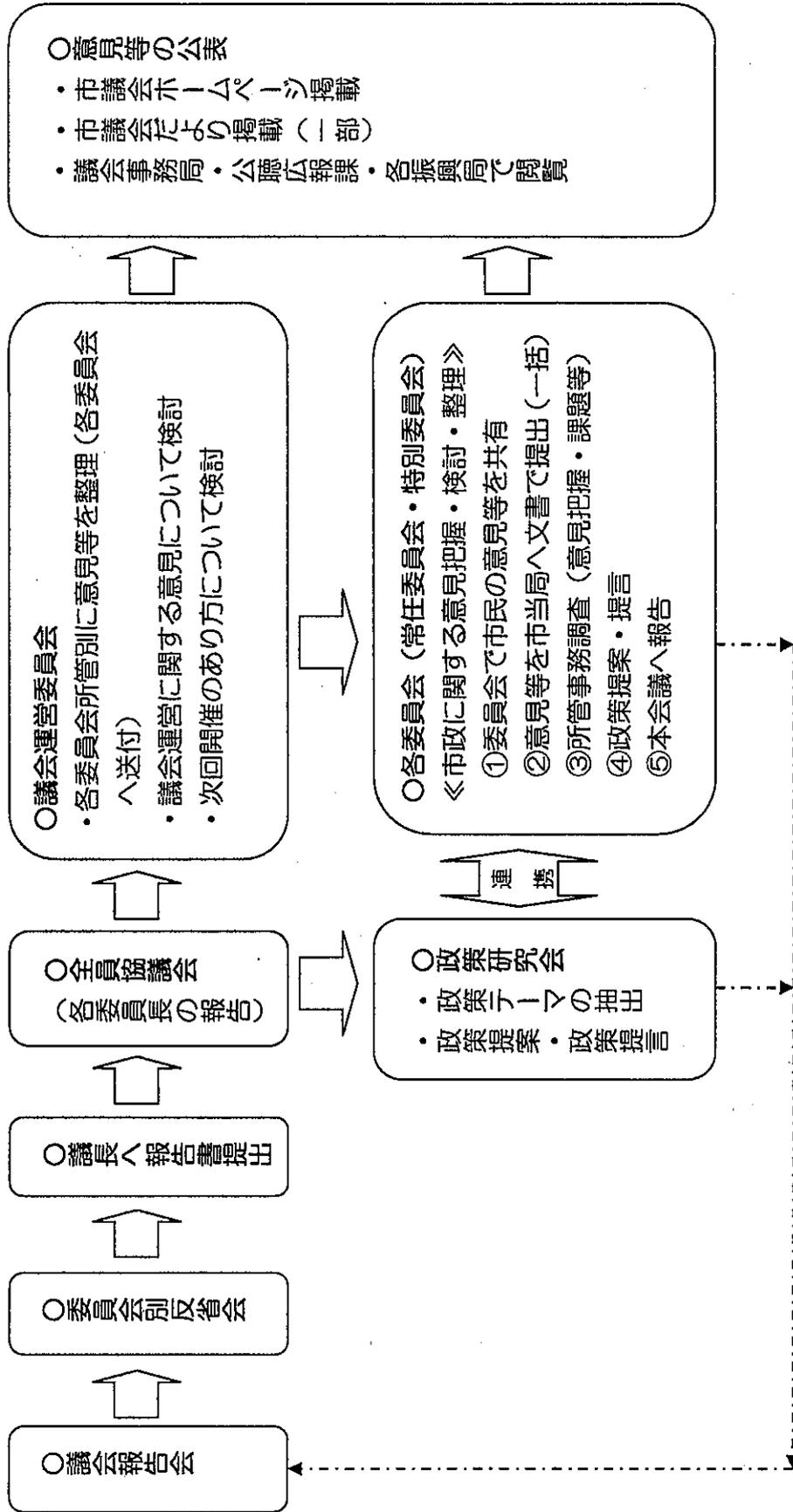
この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月27日から施行する。

【佐伯市議会における議会報告会での意見等の取扱い】

平成23年6月1日（水）議会運営委員会決定



■ 班別反省会及び市民の意見から議会報告会のあり方を探る

議会基本条例第6条第7項

議会は、前項の責務を果たすため、すべての議員の参加の下、議会報告会を年1回以上開催するとともに、報告事項等に関して市民から提出された意見をもとに議会運営の改善、政策提言等に反映させるよう努めるものとする。

(1) 議員の班別反省会資料より抜粋

- 1 報告事項が1年分なのでどうしても報告が長くなる。1年に何回かしてほしいとか、小単位で行ってほしいなどの意見があるため、今後の検討課題である。
- 2 回数を増やせば1回での報告事項も少なくなるので2回行いたい。
- 3 今回の報告会で一番感じたことは、「本当に住民の意見を聴いてほしい」という市民の思いであった。
- 4 市民が一番望んでいるのは、議員との意見交換の場じゃないかと思う。
- 5 同じ形式で2回目を行った場合、参加者が減ってくると思うので、やり方を変えて、懇話会とか意見交換会にシフトしていかないと広がらないと思う。

(2) 次回報告会の開催を求める意見（検討資料P12より）

●年2回以上開催してほしい。●1年間に4回以上報告会を開いてほしい。●報告会は1年に数回開催してほしい。●回数はもっと増やしてほしいと思う。●1年に1度ではなく何度も鳥へ来て島民の意見を聴取する努力が必要と思う。●今後回数を増やしてほしい。

(3) 民意の把握の仕方に関する意見（検討資料P18より）

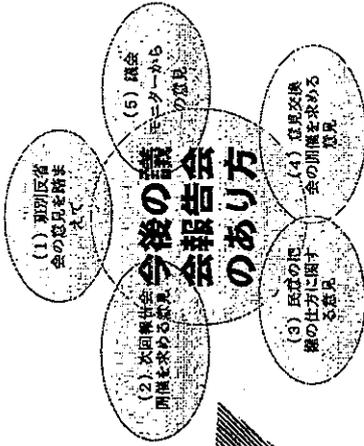
例えば、大きな問題が発生したときは、随時に議会がそれぞれの地域に向向して意見交換会等を開催し、市民の意見を聴きながら、そういった機会を作った上で最終的に本会議に臨んでいただきたい。

(4) 意見交換会の開催を求める意見（検討資料P14より）

このような形の報告会ではなく、住民の意見を聴こうとする姿勢があれば、やはり提案型(テーマを求めての討論会など)の報告会にしていただきたい。そうでなければ全く発展はないと思う。

(5) 議会モニターから提出された意見等の検討結果

ご意見の要旨	検討結果
14 ● 諸問題の市民への周知徹底 底は、議員活動の本命だと 思う。市議が、住民の意見を良く聴き、市民の要望を具現化するために、行政との仲介役をすべきである。	○ 諸問題について、市長から議会に説明等がなされた場合は、市民は議員は議員定数30を生かし、まず市民に周知を図り、その上で市民から意見を聞き上げる努力をしなければなりません。市民が諸問題について情報を得ていないのは、議会の責任でもありますので、今後、様々な後付を加え、市民との対話により議会機能の強化を図ってまいります。(以下略)



市民の意見から考えられるパターンは

*パターンA（随時意見聴取型）＝（議会機能強化型）

◆委員会等の申出により、随時にテーマを設定し意見聴取する方法

- 1 市政に関する重要な課題発生、議会の政策立案など
- 2 所管する常任委員会、特別委員会、政策研究会等が市民の意見を聴取する必要があると判断すれば、機関としての意見交換会を議長に申し出る。
- 3 正副議長、正副議長委員長協議
- 4 議会運営委員会において、機関として意見を聴取することを決定
- 5 所管する委員会等が中心となり、資料を作成
- 6 議会報告会開催（市内1,4,6カ所）⇒ 意見集約 ⇒ 最終的に本会議に反映

*パターンB（定期意見聴取型）

- 1 市政・議会運営に関する意見交換会を行う。（議題がテーマを設定・非設定）

*パターンC（定期地域個別型）

◆開催地域に関連するテーマを設定し、意見交換会を行う方法

- 1 班編成後に、各班の責任において地域性を持ったテーマを設定
- 2 各班において、資料の作成
- 3 議会運営委員会に報告 ⇒ 議会報告会開催

★班別反省会の意見を尊重し、年2回開催する場合の組み合わせについて考察する。

＜意見交換会＞

- 1回目（5月開催）12月・3月議会分 ⇒ 「議会報告」＋「B＋C」
- 2回目（6月開催）6月・9月議会分 ⇒ 「議会報告」＋「B＋C」

※パターンAについては、随時の開催となるが、日程の関係がクリアできれば、定期の開催と合わせて行うことも可能となる。この場合においては、「B＋C」を「A」に置き換えて運用するなど、臨機応変に対応することが必要となる。

佐伯市議会モニター設置要綱

(設置)

第1条 佐伯市議会（以下「議会」という。）は、広く市民や有識者の声に耳を傾け開かれた民主的な議会を構築するために佐伯市議会基本条例（平成22年佐伯市条例第47号）第7条第1項の規定により佐伯市議会モニター（以下「モニター」という。）を設置する。

(職務)

第2条 モニターは、一般市民によるモニター（以下「一般モニター」という。）及び市民団体によるモニター（以下「団体モニター」という。）とし、次の各号に定める職務を行うものとする。

- (1) 本会議及び常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会（以下「委員会」という。）の会議（非公開の会議を除く。）を積極的に傍聴し、議会運営の見聞を広めるとともに、議会運営に対する意見、提案等を文書（電子メールを含む。）により提出すること。
 - (2) 議会の議員と年1回、議会運営に関する意見交換を行うこと。
 - (3) 議会が行うアンケート及び各種調査に回答すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、常任委員会等における重要な議案等の審査又は調査に際し、当該委員会が、モニターの意見を聴取することが適当と認めたととき、当該委員会等の協議会に出席し、議案等に対する参考意見を述べること。
- 2 団体モニターは、原則として、当該団体の代表者がその職務に当たるものとする。この場合において、前項第4号の職務に当たっては、あらかじめ議長と協議の上、代表者が推薦する構成員を若干人出席させることができる。
- 3 前項後段の規定により出席する構成員は、第4条第1号に規定する一般モニターの要件をすべて満たす者を出席させるものとする。

(定数及び任期)

第3条 モニターの定数は、一般モニターは20人以内、団体モニターは30団体以内とする。

2 モニターの任期は、次のとおりとする。

- (1) 一般モニター 2年。再任は1回を限度とする。ただし、モニター任期の満了後2年を経過した者は、改めてモニターに委嘱することができる。
- (2) 団体モニター 2年。再任を妨げない。

(資格)

第4条 モニターは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する要件をすべて満たさなければならない。

(1) 一般モニター

- ア 満20歳以上の者であること。
- イ 本市に1年以上居住していること。
- ウ 議会の運営に関心があり、かつ、公正な社会的見識を有する者。

エ 国会議員若しくは地方公共団体の議員又は国若しくは地方公共団体の常勤の公務員でない者

(2) 団体モニター

ア この制度の趣旨に賛同し、協力できる団体であること。

イ 本市に活動の拠点を置き、おおむね10人以上の市民で構成されていること。

ウ それぞれの地域課題等に公平、公正な立場で取り組み、社会的役割を果たしていると認められること。

エ 政治活動、宗教活動及び営利を目的としていないこと。

(委嘱)

第5条 モニターの委嘱は、次の各号に掲げる方法による。

(1) 一般モニターは、公募により応募者の中から議長が適当と認める者を委嘱する。

(2) 団体モニターは、議長が適当と認める団体を指定し委嘱する。

2 議長は、前項の規定によるモニターの委嘱に当たっては、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮するものとする。

(提出された意見等)

第6条 議長は、モニターから意見又は提案等が提出されたときは、議会運営委員会に送付し、検討させるものとする。

2 前項に規定する意見又は提案及びこれに対する検討の結果は、議会広報誌その他の方法により公表する。

(解嘱)

第7条 モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は委嘱を解くことができる。

(1) 第4条に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 辞職の申し出があったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、特に議長が解嘱する必要があると認めるとき。

(謝金)

第8条 モニターに対する謝金は、予算の範囲内で支給する。

(事務)

第9条 モニターに関する事務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第2項第1号の規定（再任に関する部分に限る。）は、この告示の施行の日以後に委嘱される一般モニターから適用する。

佐伯市議会議員政策研究会設置規程

(設置)

第1条 佐伯市議会（以下「議会」という。）は、合議制の役割を十分に認識し、議員相互間の討議を軸に政策立案の具現化を図るために佐伯市議会基本条例（平成22年佐伯市条例第47号）第12条第3項の規定に基づき佐伯市議会議員政策研究会（以下「政策研究会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 政策研究会は、次に掲げる事項について調査研究を行うものとする。

- (1) 政策課題の募集及び選定に関すること。
- (2) 政策条例案の策定に関すること。
- (3) 市長その他の執行機関に対する政策提言に関すること。

(組織)

第3条 政策研究会は、佐伯市議会委員会条例（平成17年佐伯市条例第357号）第2条に規定する常任委員会からそれぞれ2人（議長及び副議長を除く。）を議長が指名し、会員8人で組織する。

- 2 政策研究会に会長及び副会長各1人を置き、会員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、政策研究会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、その職務を代理する。

(任期)

第4条 会員の任期は、常任委員会の委員の任期による。

(会議)

第5条 政策研究会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 政策研究会は、必要があると認めるときは、会議に会員以外の議員の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提供等について協力を求めることができる。
- 4 議長及び副議長は、会議にオブザーバーとして出席することができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、これを公開する。ただし、会長は、研究内容に応じて会議に諮り、非公開とすることができる。

(会務)

第7条 政策研究会は、市民生活の充実を図るために第2条各号に掲げる調査研究事項に真しに取り組まなければならない。

- 2 第2条第1号の政策課題の選定に当たっては、全会一致を原則とする。
- 3 前項の規定により政策課題を選定したときは、その選定案を文書により議会運営委員会に提出し、承認を得るものとする。
- 4 政策研究会は、選定した政策課題について、必要に応じて所管する常任委員会と連携

を図り、機動力を発揮するよう努めるものとする。

5 政策研究会は、調査研究を終了したときは、その結果を文書により議長に提出し、議会運営委員会に報告しなければならない。

(事務)

第8条 政策研究会の事務は、議会事務局において処理する。

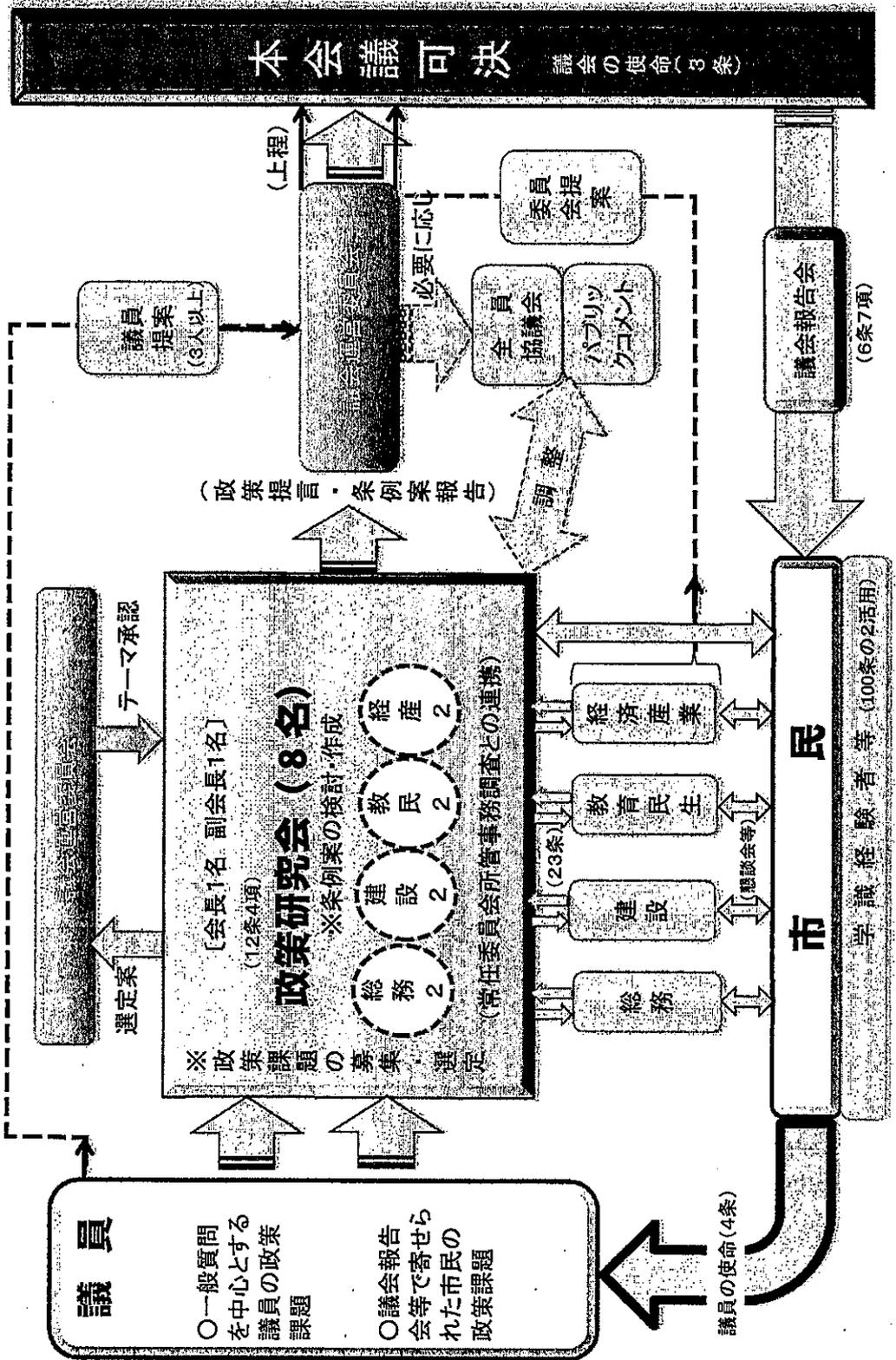
(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、政策研究会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

一般質問等から政策立案へのイメージ図



〈議員政策研究会 活動実績〉

〈平成22年度〉

議員政策研究会（第1期）

平成22年12月22日	政策テーマの内容検討
平成23年1月21日	政策テーマを決定
2月4日	林業関係勉強会
3月28日	市有林現地視察

〈平成23年度〉

議員政策研究会（第2期）

平成23年6月29日	政策研究テーマの選定： ①「空き屋・廃屋対策について」 ②「佐伯市における自然エネルギーについて」
7月1日	議会運営委員会にてテーマを承認
7月8日	今後の運営方法について：行政視察など、廃屋等の状況把握（執行部）・アンケート実施を確認
8月5日	自然エネルギー関係の視察：県庁へ
9月22日～ 10月6日提出期限	廃屋等に係るアンケート調査の実施
12月6日	アンケートの集計・精査等
平成24年1月11日	アンケート結果に基づく状況分析
1月18日	アンケート結果に基づく状況分析
1月26日	状況分析の結果に基づき、対象物件の状況・所在地域に偏りのないよう配慮し、現地視察場所を決定
2月13日・21日	管内、廃屋等に係る現地調査

〈平成24年度〉

平成24年4月16日	政策提言等する場合のスケジュールの確認
4月25日	視察先の決定
5月8日	行政視察：国東市・豊前市
5月21日・22日	行政視察：所沢市・足立区・国土交通省
6月22日	視察実施後の取りまとめ
7月13日	条例素案提示、政策研究会委員間での擦り合わせ作業・協議
7月30日	条例案・項目別シートで検討
8月10日	条例案検討・規定内容等の精査・研究、絞り込み作業
9月3日	検討事項：助成・行政代執行・委任事項など、条例化の範囲について調査・検討

9月14日	検討事項:助成(解体費等に対する補助)を実施の有無等の検討
9月21日	検討事項:条例案の文言等の調整・協議
9月26日	全員協議会で素案を提示:意見交換
10月19日~11月19日	条例素案に係るパブリックコメント実施
10月29日	自治委員会連合会理事との意見交換
11月7日~9日	第4回議会報告会で本条例案について市民からの意見聴取
11月15日	議会モニターとの意見交換会
11月19日	協議事項:パブリックコメントの状況、第4回議会報告会、議会モニターとの意見交換会などで出された意見等の把握・協議
11月21日	議会運営委員会にて議案上程の了承を得る
11月29日	平成24年第5回定例会に「議員提出議案第3号、佐伯市空き家等の適正な管理に関する条例の制定について」上程
12月21日	議員提出議案第3号を全会一致で可決
平成25年3月13日	政策研究テーマの申し送りについて

〈平成25年度〉

議員政策研究会(第3期)

平成25年5月29日	<p>政策研究テーマの選定:</p> <p><u>テーマ1 「高齢者等が生活を維持するためのサービス及び仕組みづくりについて」</u></p> <p>高齢者が安心して暮らせるためのまちや仕組みをいかにしてつくるかを調査研究し、政策提言や条例制定などをめざします。</p> <p><u>テーマ2 「自然エネルギーについて」</u></p> <p>自然エネルギーについては、前期政策研究会から継続して調査研究を行っていますが、会員が新メンバーになったことから、再度、自然エネルギーの技術等の勉強会、国県の施策の勉強会などを行う予定です。</p>
6月3日	議会運営委員会にてテーマを承認
6月28日	研究テーマに係る現状の取組事業の把握(執行部から説明)
9月27日	佐伯市民生委員児童委員協議会との懇談会
10月29日	地域支援員及び地域おこし協力隊員との意見交換会
11月20日	意見交換会等で聴取した意見等の検討1
12月16日	意見交換会等で聴取した意見等の検討2
平成26年2月5日	課題の精査、取組について協議
4月7~8日	現地調査

政策提案（空き家等の適正な管理に関する条例の制定に向けて）の取組

1. 先進自治体の調査及び国（国交省）の施策調査

5月22日 埼玉県所沢市

23日 東京都足立区 国土交通省住宅局

★所沢市 「空き家管理条例」は、全国でも「所沢方式」とよばれ、市の指導、勧告に従わない場合、氏名の公表など罰則を取り入れているのが特徴。佐伯市の条例案も多くは所沢市を参考にした。



★足立区 空き家だけでなく居住家屋にも「老朽家屋」であれば管理を義務づける条例を制定しているのが特徴。都会と地方の違いもあるが、空き家の所有者が不明の場合、区の職員が徹底的に調査し、所有者を特定し、対応させていることは参考になった。

★国土交通省住宅局 空き家対策の法的根拠、全国の事例、助成事業等を学ぶ。

【視察で明らかになった課題】

- ①倒壊や火災、ごみなど周辺に被害を及ぼすような危険家屋の除去等については、建築基準法、消防法、廃棄物処理法、道路法など関係法令を活用すれば、現行でも十分対応可能だが、条例を制定すれば、これらの法令がより活用しやすいこと。
- ②担当課、担当者の明確化及び関係ある各部各課との連携が欠かせないこと。
- ③空き家の状況、罰則規定の有無、助成金の有無など各地域にあった条例を制定する必要があること。

2. 「佐伯市空き家等の適正な管理に関する条例（案）」作成後の経過

9月26日 議会全員協議会説明

10月29日 自治委員会連合会説明、意見交換

10月19日～11月19日 パブリックコメント実施

11月1日号 議会だよりにより意見を求めていることを掲載

11月7～9日 第4回議会報告会にて案の説明、意見交換

11月15日 議会モニターとの意見交換会

11月21日 12月定例会 議会運営委員会に「佐伯市空き家等の適正な管理に関する条例（案）」提出。

12月21日 条例案可決

平成25年7月1日施行

佐伯市空き家等の適正な管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、適正に管理されていない空き家等及びその敷地が生活環境の保全を図る上でその周辺に悪影響を及ぼしている現状に鑑み、当該空き家等及びその敷地が管理不全な状態になることを防止し、並びに当該空き家等及びその敷地の管理不全な状態を改善することにより、市民の生活環境の保全及び安全・安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

【説明】

○この条は、この条例の目的について定めています。

過疎・高齢化等の進展に伴い、空き家等の増大が社会問題となっています。特に、長期間管理されず放置されたままの空き家は、老朽化が進むと、建材が剥落したり、風の強いときはその建材が飛散したりします。また、最悪の場合、倒壊に至ることが想定されます。また、空き家が所在する敷地も樹木や草が繁茂し、荒廃することとなります。このような空き家等及びその敷地は、生活環境の悪化を招きます。このような事態を防止し、又は改善し、生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することをこの条例の目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 市内に所在する建物その他の工作物（既に倒壊したものを含む。）で、常時無人の状態にあるものをいう。

(2) 管理不全な状態 空き家等又はその敷地が次のいずれかに該当する状態をいう。

ア 老朽化若しくは台風、地震その他の自然災害によって倒壊し、又はその建築材等が飛散することにより、当該空き家等の敷地外において人の生命若しくは身体又は財産に被害を与え、又はそのおそれがある状態

イ 病害虫又は悪臭が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、それらのことにより周辺に悪影響を及ぼし、又はそのおそれがある状態

ウ 犬、猫その他の動物が営巣し、又はそのおそれがあり、かつ、それらのことにより周辺に悪影響を及ぼし、又はそのおそれがある状態

エ 草木が著しく繁茂し、生活環境の保全上除枝又は除草が必要と認められ、かつ、そのことにより周辺に悪影響を及ぼし、又はそのおそれがある状態

オ ごみの不法投棄がされるような場所になり、又はそのおそれがあり、かつ、それらのことにより周辺に悪影響を及ぼし、又はそのおそれがある状態

カ 不特定の者が容易に侵入できる状態にあり、及び火災又は犯罪が誘発されるおそれがある状態

キ 交通の障害になり、又はそのおそれがあり、かつ、それらのことにより周辺に悪影響を及ぼし、又はそのおそれがある状態

ク アからキまでに掲げるもののほか、周辺の良い生活環境を著しく損ない、
又はそのおそれがある状態

(3) 所有者等 市内に所在する空き家等又はその敷地を所有し、管理し、又は占有
する者をいう。

(4) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をい
う。

【説明】

○この条は、条例中の用語の意義について定めています。

*第1号について

○この号は、「空き家等」の意義について定めています。

「工作物」には、建物、壁、門、煙突等（既に倒壊したものも含む。）があります。

「常時無人の状態」とは、普段の様子が無人である状態をいいます。

*第2号について

○この号は、空き家等又はその敷地の管理不全な状態の意義について定めています。

ア 空き家等の老朽化が進み、壁や屋根が崩落し、果てには倒壊し、又は空き家等の老朽
化が進み、建築材が剥落し、当該空き家等の敷地外において支障を来し、又はそのおそ
れがある状態

イ 空き家等又はその敷地が荒廃し、病虫害の生息に適した環境となり、シロアリ、ハチ
等が大量に発生し、又はそのおそれがあり、かつ、それらのことにより周辺に悪影響を
及ぼし、又はそのおそれがある状態

ウ 空き家等又はその敷地が犬猫等の動物のすみかになり、悪臭の発生のほか不衛生な環
境になったことに伴い、当該動物が周辺の土地・建物に侵入し、害をもたらし、又はそ
のおそれがあり、かつ、それらのことにより周辺に悪影響を及ぼし、又はそのおそれが
ある状態

エ 空き家等が所在する敷地から伸びている草木が適切な管理がなされないことによ
り、近隣住民の生活環境の保全及び安全・安心の確保に支障を及ぼし、又はそのお
それがあり、かつ、そのことにより周辺に悪影響を及ぼし、又はそのおそれがある
状態

オ 荒廃した空き家等又はその敷地が車両等の通行できる道路に面している場合等であ
って、ごみ等の不法投棄の格好の場所となり、又はそのおそれがあり、かつ、それらの
ことにより周辺に悪影響を及ぼし、又はそのおそれがある状態

カ 空き家等が無施錠のまま放置されたことにより、不特定の者等が侵入したり、犯罪が
引き起こされる場所となったり、火災の危険が増大したり、又はそれらのおそれがある
状態

キ 歩道や道路に接した空き家等又はその敷地の荒廃が進み、歩道に面した壁の崩落の危
険が発生したり、また、樹木の枝が歩道にかかっていたりしている場合等であって、交通
の障害となり、又はそのおそれがあり、かつ、それらのことにより周辺に悪影響を及ぼし、
又はそのおそれがある状態

ク このほか、管理不全の状態にある空き家等又はその敷地が存在することにより、
周辺の生活環境が著しく損なわれ、又はそのおそれがある状態

***第3号について**

○この号は、「所有者等」の意義について定めています。

所有者及び管理者のほか、事実上建物等を占有している者に対しても（民法第717条関係）適正な

管理を行わせる必要があるため、占有する者もこの条例の対象に含めています。

「所有者等」の具体例としては、所有者、占有者、相続人などが考えられます。

「管理する者」とは、所有者の依頼を受けて、その物を保存し、又は利用する者をいいます。

***第4号について**

○この号は、「市民」の意義について定めています。

（所有者等の責務）

第3条 空き家等及びその敷地の所有者等は、当該空き家等及びその敷地が管理不全な状態にならないよう適正に管理しなければならない。

【説明】

○この条は、所有者等は、空き家等及びその敷地を「管理不全な状態」にならないよう常に適正に管理する責任と義務があることについて定めています。「管理不全な状態」については、第2条第2号で定めています。

市民がその生活する環境を健全に保持していく義務を有することは、法律によって具体的に明示されているわけではありませんが、全ての市民はその居住する環境の保全について責任を持って取り組まなければならないことは、誰もが認めるところです。そこで、空き家等に居住しないその所有者等にも、常に当該空き家等及びその敷地を適切に管理し、地域の住環境を良好に保全していく義務があることを定めています。

（当事者による解決との関係）

第4条 この条例の規定は、管理不全な状態である空き家等の所有者等と隣人その他当該空き家等が管理不全な状態にあることにより被害を受けるおそれがある者による自発的な解決を妨げるものではない。

【説明】

○この条は、この条例が管理不全な状態にある空き家等が原因で、市民の間で生じた紛争について、当事者が民事裁判等の手続により自発的な解決を図ろうとすることを妨げないことについて定めています。私人の間の財産権に係る紛争の解決を考える場合、まず当事者自らが自己の権利利益を確保するため、その解決を図るべきであると考えます。管理不全な状態にある空き家等の問題は、本来民事の問題ですが、当事者間にとどまらず、当事者以外の多くの市民の生活環境等に影響を与えていることから、公益上の必要があると認め、この条例により、行政が介入し解決を図ろうとするものです。しかしながら、どのようなケースにも行政が関わっていくということではなく、あくまで当事者間での解決を妨げないことを明らかにしています。

(情報の提供)

第5条 市民は、管理不全な状態である空き家等又はその敷地があると認めるときは、市長に対しその情報を提供するように努めなければならない。

【説明】

○この条は、市民に対し、管理不全な状態にある空き家等又はその敷地の情報を市長に提供するように努力義務を課すことについて定めています。また、情報提供を求めることで、地域の関心が高まり、管理不全な状態の空き家等及びその敷地が漫然と放置されることを防ぐ効果も期待しています。

情報提供の方法は、電話等の口頭によるものだけでなく、例えば空き家等が管理不全な状態であることを識別できる写真等の提供によることも可能とします。

(調査)

第6条 市長は、前条の規定による情報の提供があったとき、又は管理不全な状態である空き家等若しくはその敷地があると認めるときは、当該空き家等又はその敷地及びそれらの所有者等について、この条例の施行に必要な限度において調査を行うことができる。

2 市長は、前項の調査に当たっては、当該職員に、その対象となる空き家等及びその敷地に立ち入らせることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入りの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

【説明】

○この条は、市長が空き家等又はその敷地及びそれらの所有者等について必要な調査を行い、空き家等及びその敷地の適正な管理の指導等のために必要な情報を収集することができることについて定めています。

調査の内容は、主に空き家等に係る「外観調査」、「登記簿調査」、「管理者調査」、「施錠確認」、

「聴取調査」や市が保有する関係書類などによる調査があります。

○第2項は、調査に当たって、市の職員にその対象となる空き家等及びその敷地に立ち入らせる権限を与えることについて定めています。

○第3項は、第2項の立入調査をする職員にその身分を示す証明書を携帯させ、関係人の請求があったときは、その証明書を提示させることを義務付けることについて定めています。

○第4項は、立入調査が行政上の目的から行政権の行使としてなされるものであって、犯罪捜査の刑事手続とは異なることを明確にするため、第2項の立入調査の権限の解釈について定めています。

(助言又は指導)

第7条 市長は、前条の調査により、空き家等又はその敷地が管理不全な状態であると認めるときは、当該空き家等又はその敷地の所有者等に対し、空き家等の適正な管理のために必要な措置について助言又は指導を行うことができる。

【説明】

○この条は、調査の結果、空き家等又はその敷地が管理不全な状態であるときは、必要な措置について助言又は指導を行うことができることについて定めています。

(勧告)

第8条 市長は、前条の助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお当該空き家等又はその敷地が管理不全な状態であると認めるときは、当該空き家等又はその敷地の所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

【説明】

○この条は、助言又は指導を行ったにもかかわらず、適正な管理を行わず、空き家等又はその敷地の管理不全な状態が改善されないときは、その所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告できることについて定めています。

(命令)

第9条 市長は、前条の規定による勧告を受けた所有者等がその勧告に従わないとき、又はその勧告をした後も空き家等又はその敷地が著しく管理不全な状態であると認めるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

【説明】

○この条は、所有者等が第8条の勧告に従わないとき、又はその勧告をした後も空き家等又はその敷地が著しく管理不全な状態であると認められる場合に、市長が当該所有者等に対し、命令をすることができることについて定めています。

命令は命令書により行い、命令に従わない場合は第10条の規定により当該所有者等の住所・氏名等を公表する旨を通知します。

(公表)

第10条 市長は、前条の規定による命令を受けた所有者等が、その命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 命令の対象である空き家等及びその敷地の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

【説明】

○この条は、市長は、所有者等が命令にも従わない場合、その住所・氏名等を公表することができることについて定めています。

公表の規定は、制裁的な措置として、命令の実効性を担保する効果を期待しています。公表は、市報、市の掲示板、市のホームページ等に掲載する等して行うものとしします。

○第2項は、公表を行うに当たっては、佐伯市行政手続条例第13条第1項第2号の規定に準じて、市長に対し、当該公表をする前に、所有者等に意見を述べる機会を与えることを義務付けています。

(緊急安全措置)

第11条 市長は、空き家等又はその敷地が管理不全な状態であることによる危険が切迫している場合において、当該空き家等又はその敷地の所有者等が自ら当該危険な状態を解消することができないと認めるときは、当該危険な状態を回避するために必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

2 市長は、前項に規定する緊急安全措置を講じようとするときは、あらかじめ、当該空き家等又はその敷地の所有者等の同意を得なければならない。

3 市長は、第1項の規定により緊急安全措置を講じたときは、当該空き家等又はその敷地の所有者等に対し、当該緊急安全措置に要した費用に相当する額の支払を請求するものとする。

【説明】

○この条は、空き家等又はその敷地が管理不全な状態であることに危険が切迫している場合において、市長が、その空き家等又はその敷地の所有者等が自らその危険な状態を解消することができないと認めるときは、その所有者等の同意を得た上で、最低限度の措置（緊急安全措置）を講ずることができることについて定めています。

○第3項は、市長がその所有者等に対し、緊急安全措置に要した費用に相当する額の支払を請求することについて定めています。

(警察その他の関係機関との連携)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関（次項において単に「関係機関」という。）に対し、空き家等及びその敷地の管理不全な状態を改善するために必要な協力を要請することができる。

2 市長は、前項の規定による要請をしようとするときは、関係機関に対し、第6条から第10条までに規定する調査、助言、指導、勧告、命令又は公表の内容を提供することができる。

【説明】

○この条は、火災予防、犯罪防止等の対策が必要な場合、又は緊急を要する場合は、その事態に適切に対処するため、警察等の関係機関への協力要請ができることについて定めています。

「関係機関」とは、警察、あるいは国道・県道の交通に支障がある場合の国、県の機関などです。

なお、地方公共団体の長には犯罪捜査の権限はありません。そのような司法的な警察権を発動する必要があるときは、警察機関に捜査等の要請をすることになります。

- 第2項は、第1項の協力要請に当たって、関係機関との緊密な連携を図るため、その関係機関に対し、調査、助言、指導、勧告、命令又は公表の内容を提供することができることについて定めています。また、この規定は、個人情報をも市の外部に提供するための根拠規定としています。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【説明】

- この条は、この条例を施行するに当たって必要な事項については、規則で定めることについて定めています。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

【説明】

- この条例の施行期日は、周知期間等を考慮し、標記の施行日とすることについて定めています。

正副議長選挙に係る所信表明会実施要領

1 所信表明会の目的

議長選挙及び副議長選挙を実施するに当たり、議会基本条例第3条第2項第1号の規定を踏まえ、議長又は副議長を志す者が、議会運営に係る所信及び抱負を表明することで、「公平かつ公正で透明な議会運営」を確保し、もって活力ある市政の発展に貢献することを目的として開催するものとする。

2 所信表明会の開催日程等の決定及び通知

- (1) 開催手続き、日程その他所信表明会の実施に関する事項については、各派代表者会議で協議及び決定するものとする。
- (2) 実施に関する事項が決定されたときは、議長（改選後初議会のときにあつては議会事務局長）は、その旨を全議員に通知するものとする。

3 所信表明申出の手続

(1) 申出書面の提出

所信表明をしようとする者は、提出期日内に所信表明申出書（様式1）及び所信表明概要書（様式2）を議会事務局長に提出しなければならない。なお、申出に推薦人は不要とする。

(2) 所信表明概要書

所信表明概要書は、A4用紙2枚（片面）以内とし、所信の趣旨、内容等を明確に記載するものとする。

(3) 提出期日

議長選挙、副議長選挙等を行う臨時会又は定例会の招集日の「午前8時30分から午前8時50分まで」に提出するものとする。

(4) 申出の撤回

所信表明の申出を撤回しようとするもの者は、所信表明申出撤回書（様式3）を、所信表明会の開催までに、議会事務局長に提出しなければならない。

(5) 重複申出

議長選挙及び副議長選挙の所信表明を重複して申し出ることはいかなる。

4 所信表明会の運営

(1) 日程及び開催場所

臨時会又は定例会の招集日に「議場」において行う。

(2) 進行

所信表明会の進行は、議長選挙及び副議長選挙の所信表明者以外の者で、年長の議員が行う。

(3) 所信表明の順序の決定

- ① 所信表明の申出順に、所信表明者本人が、くじを引くことにより決定する。
- ② くじ引きは、所信表明会開催日の午前8時50分（所信表明申出書の提出締切直後）に第1委員会室で行う。

(4) 所信表明概要書の配布

概要書は、あらかじめ議席に配布する。

(5) 所信表明の場所及び持ち時間

所信表明は、演壇において、1人10分以内で行う。

(6) 所信表明に対する賛意表明等

所信表明に対しては、何人も拍手その他の方法により賛意を表し、又は、野次その他の方法により反意を表してはならない。

(7) 所信表明の権利喪失

所信表明の順位が到来した場合において、当該所信表明をしようとする者が議場にいない時は、所信表明の権利を失う。

(8) 所信表明に対する質疑

- ① 所信表明に対する質疑は、所信表明の内容に関する疑問点を解消することを趣旨として行うものとし、自己の意見を表明し、又は、所信表明者や所信表明の内容を批評等してはならない。
- ② 質疑は、所信表明者ごとに、所信表明の終了後に行うものとする。
- ③ 質疑応答は、所信表明者は演壇で、質疑者は自席で、それぞれ行うものとする。
- ④ 質疑者数に制限は設けないが、時間は質疑応答を含めて1人当たり10分以内とする。
- ⑤ 質疑応答に関しては、何人も拍手その他の方法により賛意を表明し、又は、野次その他の方法により反意を表してはならない。

(9) 所信表明会の公開

所信表明会は、公開で行うものとする。

(10) 傍聴

所信表明会の傍聴については、佐伯市議会委員会等傍聴規程を準用する。

5 地方自治法等との関係

所信表明会の開催は、本会議における議長選挙又は副議長選挙の対象者を法的に限定するものではない。このため、所信表明者以外の議員に対する投票も当然に有効である。

6 協議

この要領に定めるもののほか、所信表明会の開催に関し必要な事項は、各派代表者会議において協議のうえ定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年3月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月5日から施行する。

(様式1)

所信表明申出書

平成 年 月 日

佐伯市議会事務局長

申出者 議員氏名 _____ ⑩

このたび行われる佐伯市議会 _____ 選挙に係る所信表明会において、
所信表明をしたいので、所信表明概要書を添えて申し出ます。

(様式3)

所信表明申出撤回書

平成 年 月 日

佐伯市議会事務局長

申出者 議員氏名 _____ 印

このたび行われる佐伯市議会 _____ 選挙に係る所信表明会において、所信表明することを申し出ましたが、都合によりこれを撤回します。